

2023年10月30日

ジェットスタークルーアソシエーション

執行委員長 木本 薫子 殿

ジェットスター・ジャパン株式会社

人事本部長 森川 秀樹

通知書

貴組合からの2023年10月29日付け「団体交渉申入書」について、以下の通り通知します。

1. 団体交渉の開催について

- (1) 貴組合テッククルー支部より別途申し入れを受けている団体交渉（但し、団交での協議事項には該当しないため団交にはあたらないという点は既にお伝えした通り。）のため、既に日時（10月31日17:00-19:00）と場所（成田空港内会議室）を確保していますので、それを本件団交に振り替えることであれば対応可能です。
- (2) 会議室の収容人員に限りがあることから、対面での参加者については双方、最大で7名以下とさせていただきます。
- (3) その他の参加希望者については、8月11日付け「回答及び要望書」にも記載した通り、事前に参加者氏名を相互に確認するという前提で、オブザーバーの立場でオンライン参加することを認めます。また、参加者の肖像権を尊重する観点より録画等（実況中継を含む）を行う場合は団交には応じられません。

2. 未払い賃金の計算方法について

- (1) 会社側の考え方については、10月17日付け及び10月26日付け「通知書」において明確にお示しした通りです。貴組合側からは、10月24日実施の事務折衝の場においてご意見を頂きましたが、特に労働時間の確定を25日発行のロスター時とした場合の残業代（もしあれば）とその計算根拠について何らご説明を受けておりません。
- (2) 従って、10月26日付け「通知書」においてご依頼の通り、具体的な3つのパターンについて、残業代（もしあれば）とその計算根拠をまずお示しください。また、10月17日付け「通知書」で、会社側は具体的な計算方法及び根拠をお示ししていますので、その内容について貴組合として承諾できない点があるのであれば、各項

目ごとにその根拠と合わせて具体的にお示しください。

- (3) 上記 (2) についての回答は、書面でも、あるいは団交の場でも何れでも構いませんが、それが無い場合、建設的な議論が出来ないものと思われまますのでご協力をお願いします。また、従前より労使協調とのご指摘を頂いておりますので、具体的な議論を進めるためにもご準備のほど宜しくをお願いします。

3. 労働協約について

- (1) 貴組合から提示された労働協約のドラフトについては、10月23日に会社コメントを付して返送していますが、本日現在、何らご回答を頂いておりません。
- (2) 10月29日付けで貴組合委員長より送付されたメールでは「なお労働協約につきましては基本的な合意事項についてまずは協約をいたしたく弊組合から提示させていただきました労働協約の締結を改めて要求いたします。」とありますが、貴組合からの10月19日付け「団体交渉申入書」と共に送付されてきたドラフトそのままの締結ということであれば、既にお伝えの通り応じられません。

以上